

第5 ごみ減量・資源化促進事業

1 ごみ減量・資源化促進事業の概要

本市では、ごみ減量と資源の有効利用を促進するため、昭和49年から子ども会やPTAなどが主体となって行う資源回収に補助金を交付するなど実践活動団体の育成と普及に努めてきた。さらに、昭和54年度からは各種団体などの協力を得て「資源回収推進地区」を指定し、地域の資源回収事業を積極的に推進してきた。

また、事業系ごみの排出量の大幅な増加に対処するため、平成4年度に「地球にやさしいオフィス」登録制度を全国に先駆けて発足させ、事業者の自主的な取組によるごみの減量・資源化を促進している。

また、ごみを出さないライフスタイルへの転換を市民に呼びかけ、商品の購入段階等でのごみの減量化等を図るため、市民の日常生活と直接接する店舗等を登録する「地球にやさしい店」登録制度を平成5年度から発足させるなど、消費・排出の各段階でのごみ減量・資源化対策を推進している。

こうした様々な取り組みが評価され、平成7年に国からごみの排出抑制や再利用に先進的な取り組み全国的なモデルとして、「クリーン・リサイクルタウン」に選定された。

平成8年10月に、「容器包装リサイクル法」に対応する「高松市分別収集計画」を策定し、分別収集に関する基本的事項を定め、平成12年7月には「容器包装リサイクル法」完全実施と本市ごみ処理施設の能力が逼迫してきたことから、従来のごみ収集方式を全面的に改め、家庭系ごみにおける「資源ごみ」収集量の大幅な増加と、「可燃・破碎ごみ」の減量という点で一定の成果を挙げた。

平成13年4月から家電リサイクル法（特定家庭用品機器再商品化法）が施行されたことにより、家電リサイクル対象4品目については、臨時・粗大ごみとして収集し、メーカーの指定取引場所へ運搬することとした。

平成16年10月1日からは、より一層のごみ減量・資源化、ごみ処理にかかる負担の公平化、ごみに責任をもつ社会の実現を目指し、定期収集家庭ごみのうち、「燃やせるごみ」「破碎ごみ」について有料の指定収集袋による回収を開始した。

平成17年度の近隣6町との合併で本市を取巻く環境の変化もある中、平成20年3月には一般廃棄物処理基本計画を改定し、さらなるごみの減量・資源化に取り組んでいる。

平成20年4月からは合併地区のごみ収集体制を旧高松市の制度に統一した。

また、製造メーカー等によるリサイクルを促進するため、平成20年4月からパソコンの収集・処理施設での受入れを市が行わず、製造メーカー等が独自に引き取ることとし、資源の再利用を図っている。

平成20年12月1日には事業者、市民団体、市の3者で「レジ袋等の削減に関する協定」を締結し、協定を結んだ11事業者（実施店舗数37店舗）、6市民団体及び市は、買い物袋の持参を呼びかけ、レジ袋の使用量削減に向けて協働して取り組んでいる。

平成21年4月から家電リサイクル法の改正により、新たに、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象品目に追加された。

また、製造メーカー等によるリサイクルを促進するため、平成21年4月から携帯電話機の収集・処理施設での受入れを市が行わず、製造メーカー等が独自に引き取ることとし、資源の再利用を図っている。

平成24年4月から廃棄物処理法に基づき、広域認定制度の認定を受けている消火器や二輪車(50cc以下)については、メーカーでのリサイクルを開始している。

平成25年4月には、国の小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業の対象地域に採択され、同年10月から携帯電話やデジタルカメラなど21品目の小型家電について、市役所本庁や支所などでボックス回収を実施している。

平成16年10月1日から、一層のごみの減量と資源化などを目的として、定期収集家庭ごみのうち、「燃やせるごみ」及び「破砕ごみ」の収集について、大(40ℓ)、中(30ℓ)、小(20ℓ)、特小(10ℓ)の4種類の有料指定収集袋を導入しているが、高齢者の単独世帯など、ごみの排出量が少ない世帯を念頭に、更に小さい袋の導入を求める意見があったことや、高齢者等へのニーズ調査の結果、他都市の状況、費用などを踏まえ、平成28年10月1日から、特小の半分程度のサイズである超特小(5ℓ)の有料指定収集袋を加え、5種類での運用を開始した。

2 高松市廃棄物減量等推進審議会

平成3年9月に市民、事業者、行政の三者が連携し、協力してごみの減量のために何ができるか、また、何をすべきかについて協議するため「高松市ごみ会議」を設置した。平成4年6月に中間報告書、平成5年7月に最終報告が市長に提出された。

平成6年2月に、一般廃棄物の適正な処理、減量、再生利用の促進等について審議するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の7の規定に基づく、「高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例」第17条の規定により、高松市廃棄物減量等推進審議会を設置した。審議会は学識経験者、各種団体の代表者など13人で構成されている。

3 高松市リサイクル推進員

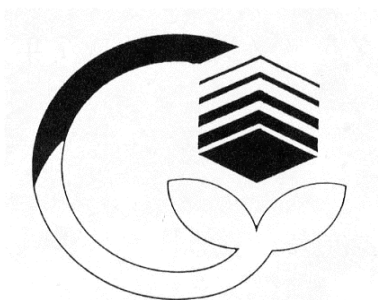
平成5年4月に、一般廃棄物の減量化・資源化を更に推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく高松市リサイクル推進員を地区ごとに設置した。地区のリーダーとして活動するとともに、地域ぐるみの主体的なリサイクルを推進している。

リサイクル推進員数 132人 (平成30年6月現在)

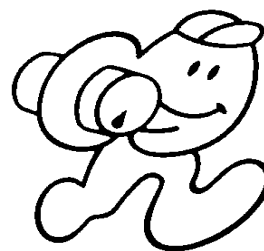
4 ごみ減量・資源化シンボルマーク・シンボルキャラクター

平成3年12月に、ごみ減量・資源化を広く市民にアピールするため「ごみ減量・資源化シンボルマーク」を全国から一般公募し、平成4年2月に1,117点の応募作品の中から「シンボルマーク・シンボルキャラクター」を選定した。シンボルキャラクターについては、より親しみやすいものとするため愛称を「カンクルちゃん」と命名し、あわせて表示している。

シンボルマーク・シンボルキャラクターは、各種の印刷物などへも積極的に使用している。



シンボルマーク



シンボルキャラクター
(愛称 カンクルちゃん)

5 レジ袋等の削減推進

(1) レジ袋等の削減に関する協定

温室効果ガスの排出抑制とごみの減量化に大きな効果がある、レジ袋等の使用量の削減について、事業者、市民団体及び市の3者で「レジ袋等の削減に関する協定」を締結し、市民に対し、買い物袋の持参を呼びかけるなど、協働してレジ袋の使用量削減に取り組んでいる。

平成30年4月現在、協定締結事業者12事業者(39店舗)、市民団体6団体

(2) レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター

平成20年に市民等から公募し、応募総点数160点から、優秀賞の作品を「レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター(愛称 エコバックくん)」として選定した。



レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター
(愛称 エコバックくん)

6 生ごみ減量化助成事業

家庭から排出される生ごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器又は生ごみ処理機(以下「処理機」という。)の購入に係る費用の一部を補助することにより、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、市民のごみ処理に対する意識の高揚を図っている。

平成21年度から、補助申請を行ってから5年を経過し、新たに買い替えを行う場合も補助の対象とした。

(1) 生ごみ処理機等購入補助制度の概要

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

	生ごみ堆肥化容器	生ごみ処理機
1 補助対象機種	微生物の活動により生ごみを分解し、堆肥化させ、又は減量させることを目的として製造されたもの（機械式のものを除く）	微生物の活動又は乾燥装置により生ごみを消滅させ、又は減量する機械式のもの（生ごみを粉碎するディスクポーター型のものであって、直接下水道等に流すものを除く。）
2 補助対象者	① 市内に住所を有し、かつ、居住している者 ② 生ごみ処理機を購入した者にあつては、高松市の市税を完納している（申請時点で滞納がない）者 ③ 処理機等を市内の自己の家庭から排出される生ごみの処理のために活用しようとする者 ④ 処理機等を常に良好な状態で保持し、他人に迷惑をかけず維持管理できる者	
3 販売店	制限なし	制限なし
4 補助基数	1 世帯につき 2 基	1 世帯につき 1 基
5 補助限度額	3,000 円	16,000 円
6 補助率	購入価格（消費税込み）の 1/2	購入価格（消費税込み）の 2/5
7 端数処理	補助金額の 10 円未満は切り捨て	補助金額の 100 円未満は切り捨て

(2) 生ごみ処理機等補助基数・補助金の推移

		平成元年～ 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
生ごみ堆肥化 容器	基数	27,261	221	156	167	157	133	129	28,224
	補助金 (円)	87,349,940	593,320	427,400	453,330	437,040	378,400	380,880	90,020,310
生ごみ処理機	基数	6,046	86	85	107	73	133	92	6,622
	補助金 (円)	129,031,610	1,711,900	1,650,190	2,084,100	1,413,000	2,157,100	1,557,700	139,605,600

※ 機械式生ごみ処理機の購入補助は、平成 10 年 8 月 1 日から行っている。

7 市民への啓発活動等

(1) ごみ分別ガイドブックの発行

ごみの分別・排出方法等を啓発するため、平成12年のごみ新収集体制への移行に伴い、「ごみ分別ガイドブック」を新たに製作し、全世帯に配布した後、平成16年の家庭系ごみ有料化の導入に伴い、同ガイドブックを大幅に改定し、再度全世帯に配布した。その後、平成20年4月の合併6地区のごみ収集体制統一に伴い、内容を一部改訂し、合併6地区の全世帯に配布した。また、転入者等にも要望に応じ随時配布している。

平成23年度に見やすさ、検索のしやすさなどを重点に全面改訂し、市内全世帯に配布するとともに、ホームページにも掲載している。

(2) 外国人向けパンフレットの発行

平成16年10月からの定期収集家庭ごみ有料化の実施に伴う各種広報の一環として、市内在住の外国人に対し、正しいごみの出し方についての啓発パンフレット（英語、中国語、韓国語）を作成し、希望者に配布している。

(3) 小学校社会科副読本の発行

昭和53年度から市内の小学校4年生を対象に、学校教育を通じてごみ処理事業に対する理解と正しい知識を学んでもらうことを目的に、社会科補助教材として社会科副読本「きれいな高松に ～くらしとごみ～」を高松市小学校社会科研究会の編集で毎年度改訂発行している。

(4) ごみ処理・リサイクル施設見学会の開催

各処理施設において小中学校や各種団体等の見学者を随時受け入れて、ごみ処理の実情に関する理解と認識を深めてもらっている。

(5) ごみ減量・資源化啓発DVDの貸出

南部クリーンセンターで、「ようこそ南部クリーンセンターへ ごみはどうなるの？教えてアース博士」（プラスチック容器包装ごみの分別方法）のDVDを希望者に貸出している。

(6) 雑がみ回収袋によるモデル事業とその検証作業の実施を踏まえた紙ごみリサイクルの周知・啓発

紙類のリサイクルを進めるため、平成26年8月から10月にかけて雑がみ回収袋によるモデル事業を実施するとともに、その検証作業を実施した。

その結果を踏まえ、紙ごみのなかでも特に分別が複雑でわかりにくい紙製容器包装の分別・出し方を中心に、広報たかまつ平成27年2月15日号に特集記事「紙ごみリサイクル大作戦」を掲載した。

また、同年2月放映のケーブルテレビ「ホットラインたかまつ」を活用し、紙ごみのリサイクルを中心に「資源の循環的な利用を目指して」をテーマに、広く市民に、理解と協力を訴えかける等、ごみの分別の徹底とリサイクルの周知啓発を継続して実施し、市民への更なる浸透を図った。

(7) ごみ減量・資源化啓発キャンペーンー3Rシティ高松を目指してー

平成27年10月に、ごみ減量・資源化の啓発リーフレット「3Rシティ高松を目指して」を15万部作成し、広く市民に配布したほか、市役所本庁・支所・出張所等に配置し、転入者をはじめ来庁者向けに配布するとともに、出前講座等の研修資料としても積極的に活用している。

また、平成28年2月放映のケーブルテレビ「ホットラインたかまつ」を活用し、「循環型社会への挑戦～3Rシティ高松を目指して～」と題して、3Rシティ高松、生ごみ処理機の活用、紙ごみリサイクル大作戦を主なテーマに、ごみの分別の徹底とリデュース・リユース・リサイクルの周知啓発の強化を行った。

さらに、広報たかまつ平成28年3月1日号に特集記事「3Rシティ高松を目指して～今日から実践!!3R～」と題して、家庭での3Rの実践方法を分かりやすく解説した。

(8) 高松市ごみ分別アプリの配信

平成28年11月1日から、新たにスマートフォンやタブレット端末の利用者向けに、「ごみ分別ガイドブック」や「ごみ収集カレンダー」の情報を始め、ごみ出し通知機能やごみの品目別の検索機能を有した「高松市ごみ分別アプリ」の配信を開始し、ごみ減量・資源化に努めるとともに、広報たかまつや市ホームページ上での周知、市民課、総合センター・支所・出張所やコミュニティセンター等でのポスター・チラシ等での継続的な周知により、アプリの登録・利用者の拡大を図っている。

平成30年4月1日現在登録・利用者数 6,781人

8 事業者への指導・啓発など

(1) 地球にやさしいオフィス登録制度

平成4年度に、事業系一般廃棄物の減量・資源化を推進するため、「地球にやさしいオフィス」宣言をした事業者の申請に基づき市に登録する「地球にやさしいオフィス登録制度」を発足させた。

この制度を推進するため、すでにビル全体でリサイクル等に取り組んで他のオフィスのモデルとなる4ビルを「地球にやさしいオフィスモデルビル」として平成4年10月に指定し、同年11月から登録受付を開始した。

また、平成21年4月には制度の見直しを図り、取組内容に温室効果ガスの排出抑制に係る項目を加え、新たに登録事業所を募集した。

平成30年4月1日現在登録事業所数 124事業所

(2) 地球にやさしい店登録制度

利便性と豊かさのみを求めるライフスタイルから、環境に配慮した地球にやさしいライフスタイルへの転換を市民に呼び掛けるため、平成6年2月に、容器包装の回収、包装の簡素化、再生品の販売等に取り組み、市のごみ減量・資源化事業に協力いただける店舗等を「地球にやさしい店」として登録する制度を発足させた。

また、平成21年4月には制度の見直しを図り、取組内容に温室効果ガスの排出抑制に係る項目を加え、新たに登録店舗を募集した。

平成30年4月1日現在登録店舗数 131店舗

(3) 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出

事業系一般廃棄物の減量及び資源化を推進することを目的として、平成21年10月に「高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」を制定し、事業の用に供する延べ面積3,000㎡以上の建物を所有・占有又は管理する事業者を「多量排出事業者」として、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めている。

平成29年度提出事業者数 244事業者

(4) 事業系廃棄物減量・資源化優良事業者表彰制度

平成23年度から、地球にやさしいオフィス・店及び多量排出事業者を対象に、事業系廃棄物の減量・資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組み、効果を上げている事業者を「エコシ

ティたかまつ優良事業者」として表彰するとともに、ホームページ等にその取組を公表している。
平成30年4月1日現在累計表彰事業者数 13事業者

(5) 搬入検査

南部及び西部クリーンセンターでは、一層の分別の徹底によるごみの減量化や資源化の推進、安全・安心・安定したごみ処理を目指すため、随時搬入検査を行い、搬入禁止物等の混入防止を進めるとともに、収集運搬業者やごみ排出事業者・市民に対して、ごみの正しい分別方法や出し方についての指導・啓発を行っている。

(6) 香川県・高松市紙ごみリサイクル促進モデル事業

事業系一般廃棄物のうち、紙ごみのリサイクルの促進を図るにあたり、平成29年度に、香川県・高松市紙ごみリサイクル促進モデル事業推進協議会を設立（平成29年9月28日から平成30年3月23日まで）し、県、市、紙ごみ回収事業者及び紙ごみ排出事業者の相互協力の下、高松市中心市街地における紙ごみリサイクル促進モデル事業を実施した。

モデル事業の実施に当たっては、青森県が実施しているオフィス町内会方式を参考とした。

	立地条件(※)	モデル事業実施期間	回収量(kg)					備考
			段ボール	新聞紙	雑誌	シュレッダー屑	計	
A排出事業者(ビル)	良い	12月27日～8週間	170	80	100	210	560	回収日数 12日
B排出事業者(ビル)	普通	2月3日～4週間	50	60	10	30	150	回収日数 4日
C排出事業者(ビル)	悪い	2月14日～3週間	1	18	0	26	45	回収日数 3日
計			221	158	110	266	755	

※ モデル事業実施時の回収作業において交通の支障にならないような十分な空きスペースの有無や紙ごみの集積場所の確保の見込みの有無

9 不法投棄防止対策

平成20年4月の組織改正により、適正処理対策室を環境指導課に移管するとともに、室に適正指導係及び監視パトロール係を設置し、不法投棄の防止に努めている。

(1) 不法投棄監視カメラの設置

市内でも、特に不法投棄が多く見られる箇所（23か所）に監視カメラを設置するとともに、監視エリアの表示看板を立て、不法投棄防止の啓発を行っている。

(2) 不法投棄防止パトロールの実施

毎週2～3回、職員による不法投棄防止パトロールを定期的に行っているが、29年度においては、職員による定期監視パトロールを平日122回、休日10回実施した。

また、不法投棄の行為者の調査・指導を行い不法投棄されているごみについては、早期の撤去に努めている。

(3) 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦の実施

山間地や海岸線などの広範囲にわたる不法投棄が見られる地域においては、行政と住民が連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し、不法投棄されているごみの回収を行うことにより、環境美化と環境意識の向上に努めている。

〈平成 29 年度 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦実施内容〉

- ・実施件数 7 件
- ・延べ参加人員 約 5,500 人
- ・総回収量 20 t



平成30年3月4日屋島クリーン大作戦



平成30年1月21日高松エアポートクリーン作戦

(4) 平成29年度瀬戸・高松広域連携中枢都市圏不法投棄対策事業の実施

〈瀬戸・高松広域連携中枢都市圏出合いふれあいクリーン作戦実施内容〉

実施件数 6 件

参加人員 約5,000人 総回収量 37.4 t

(綾川町については、高松エアポートクリーン作戦(拡充)で実施のため除く。)

(5) 第10回「高松クリーンデー“たかまつきれいでー”」の実施

10月の環境美化月間重点日事業として、行政と住民が連携して、市全域での清掃活動「高松クリーンデー“たかまつきれいでー”」を実施し、地域の環境美化と環境意識の向上に努めている。

〈平成 29 年度高松クリーンデー“たかまつきれいでー”〉

実施日 平成 29 年 10 月 22 日 (日) 参加人数 約 34,000 人 回収量 10.0 t

(平成 29 年度は、台風の影響により開会式は中止した。)

10 家電リサイクル法への対応

平成13年4月から家電リサイクル法が施行されたことにより、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目はリサイクルすることが義務づけられ、これらの品物が不要となった時には、原則として、販売店を通じてメーカーへ引き渡しリサイクルを行うこととなっている。販売店に引取りの義務がないなどのやむを得ない場合に限り、市で回収し、メーカーの指定引取場所へ搬入している。

家電4品目の不法投棄については、市民からの通報等により回収し、リサイクル可能な物については、メーカー指定引取場所へ搬入している。

また、平成 21 年 4 月から液晶・プラズマテレビと衣類乾燥機が対象品目に追加された。

＜家電 4 品目の有料収集及び不法投棄収集の実績＞

品 目	有料収集台数実績（台）					不法投棄収集台数実績（台）				
	25	26	27	28	29	25	26	27	28	29
テ レ ビ	97	87	61	68	55	31	41	49	67	96
エ ア コ ン	10	19	16	14	12	0	0	0	3	0
冷 蔵 庫 冷 凍 庫	127	126	89	108	92	9	11	9	17	19
洗 濯 機 衣 類 乾 燥 機	103	94	96	93	85	2	4	8	13	7
合 計	337	326	262	283	244	42	56	66	100	122

11 使用済小型家電のリサイクル

レアメタルや貴金属などの再資源化や埋立ごみの減量化を図るため、平成 25 年 10 月から携帯電話機やデジタルカメラなど 21 品目の使用済小型家電を、支所・出張所等 15 か所でボックス回収するモデル事業を実施。その後、回収ボックスの設置箇所を、平成 26 年 11 月に大型スーパーマーケットや家電量販店など 5 か所増やし、平成 28 年 3 月にはコミュニティセンター 2 か所で増設し、現在、計 22 か所となっている。

また、平成 27 年度からは、西部クリーンセンター及び南部クリーンセンターでピックアップ回収を開始したほか、不法投棄撲滅クリーン作戦においてイベント回収を行った。

平成 29 年度からは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の金・銀・銅メダルをリサイクル金属で作る国民参加型プロジェクト「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、市内で開催されるスポーツイベントなどでもイベント回収を実施した。

＜平成 29 年度の使用済小型家電の回収実績＞

回収方法	回収量（kg）
ボックス回収	1,853.3
ピックアップ回収	1,102.9
イベント回収	13.1
計	2,969.3

12 家庭用パソコン・携帯電話・消火器・二輪車のリサイクル

メーカー等によるリサイクルを促進するため、平成 20 年 4 月から家庭用パソコンの収集を、平成 21 年 4 月からは携帯電話の処理施設による受入れを行わず、また、廃棄物処理法に基づき、広域認定制度の認定を受けているメーカー等によるリサイクルを促進するため、平成 24 年 4 月から消火器や二輪車の収集及び処理施設での受入れを行わず、メーカー等のリサイクルシステムを活用し、資源の再利用を図っている。

13 苦情処理件数

市民からの不法投棄の苦情には、捨てられた廃棄物から投棄者を調査し、悪質な場合には警察等の関係機関と協力して指導している。野外焼却の苦情に対しては、ごみの自家焼却は行わず、分別して定期収集に出すなどの適正処理を行うよう指導している。空地の苦情に対しては、所有者が不明の土地に関する草木の繁茂等について、適正な維持管理について指導している。

＜苦情件数＞

区分	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
不法投棄	154	133	142	123	115
野外焼却	109	120	117	119	116
空地	158	186	145	84	95
合計	421	439	404	326	326

※空地について、H27年度までは空家苦情を含む。

14 市民・事業者への不法投棄防止、廃棄物の適正処理に対する意識の啓発

廃棄物の適正処理について、許可業者を対象とする講習会やホームページ、広報紙を通じて、事業者・市民への周知・啓発に努めるとともに、地元住民・各種団体と連携し、不法投棄の防止に取り組んでいる。

15 資源ごみ持ち去り防止対策

「高松市資源ごみ持ち去り防止要綱」を平成 21 年 4 月 1 日に制定し、ごみステーションに出された新聞紙などの資源ごみの持ち去りを防止するため、持ち去りの情報提供があった際は、職員による早朝パトロールや、広報等により市民に注意喚起の啓発を行っている。

16 海ごみ対策事業の推進

私たちが暮らす瀬戸内海を「豊かな海」として保全・再生するため、行政・市民・関係者が連携して、香川県をはじめ、環境省、本市を含む県内全 8 市 9 町並びに民間団体などを構成団体とした、香川県海ごみ対策推進協議会を平成 25 年 5 月 24 日に設置し、全国でも初の試みとして、海域・陸域が一体となった海底堆積ごみの回収・処理を行うなど、海ごみ対策を推進している。平成 29 年度は、瀬戸内漁協、下笠居漁協の協力を得て、合計 2,590 k g の海底堆積ごみを回収し、処理を行った。

＜平成 29 年度処理状況＞

瀬戸内漁協	下笠居漁協		合計処理量
	高松漁港	亀水漁港	
可燃 0 k g	可燃 0 k g	可燃 0 k g	可燃 0 k g
不燃 1,210 k g	不燃 680 k g	不燃 700 k g	不燃 2,590 k g
計 1,210 k g	計 680 k g	計 700 k g	計 2,590 k g